

新しく窓口が
できました

マイナンバーカード普及促進対策室



マイナンバーカード普及促進対策室

7月1日より市役所本庁舎でのマイナンバーカード関連の手続きは、マイナンバーカード普及促進対策室で行います。

▼場所 市役所4階

▼開庁時間 平日、午前8時30分～午後5時

▼主な業務内容 マイナンバーカードの交付／マイナンバーカードの申請補助／電子証明書の発行・更新、ロックの解除（暗証番号の再設定）／マイナンバーカードの出張申請／マイナンバーカードの利用方法の案内／マイキーID設定補助（マイナポイントの予約補助等）

※ヒロコ3階総合行政窓口、岩木・相馬総合支所におけるマイナンバーカード関連業務に変更はありませんので、引き続きご利用ください。

マイナンバーカードの出張申請

市内に住所を有するグループ（企業や学校等を含む）を対象に、職員が出向き、申請を受け付けます。

▼申し込み条件 ①市内に住所を有する10人以

上のグループであること／②出張日時が平日の午前9時～午後4時であること／③会場（屋内で写真撮影ができるスペースが必要）が用意できること

マイナポイント事業

9月から最大2万円の電子決済による買い物等に上限5,000円分のポイントが付与される国の事業「マイナンバーカードでマイナポイント」(<https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/>)が予定されています。マイナポイント申し込みに必要なマイナンバーカードは、申請から受け取りに1～2カ月程度要しますので、申請はお早めに。詳しくは問い合わせを。

■問い合わせ先 市民課マイナンバーカード普及促進対策室（☎ 40-0506（6月30日までは40-7020））

心配事は1人で
悩まず相談を

7月は「青少年の非行・被害防止全国強調月間」

【少年相談センター相談窓口】

少年相談センター相談員が対応します。

▼開設時間 午前9時～午後5時

▼ところ 少年相談センター（市役所1階、こども家庭課内）

※ご希望の場合、訪問支援も実施しています。

■問い合わせ先 少年相談センター（☎ 35-7000）

たか丸くんと学ぼう♪

おもてなし
Omotenashi English

英会話

国際的なおもてなしを学ぼう！

Lesson11

お待ちください



Can I take a look at
that map?
地図を見せてもらえないですか？

Sure, please wait a
minute.
はい、ちょっとお待ちくださいね。



たか丸くんのアドバイス
電話口で待ってもらうときは
「Hold on (ホールドオン)」とい
うフレーズを使うことが多いよ。

もしものために
登録を

「避難行動要支援者名簿」を作成しています

※一度登録した人は登録不要です。

▼申請方法 避難行動要支援者名簿への新規登録を受け付けます。登録を希望する人は名簿登録申請書に必要事項を記入の上、福祉総務課（市役所1階）へ郵送または持参してください。申請書は福祉総務課で配布しているほか、市ホームページに様式を掲載しています。なお、代理人による提出、郵送も受け付けます。また、民生委員・児童委員が訪問した際に名簿登録申請書を記入した場合は、民生委員・児童委員が代理として提出し、申請を受け付けます。

▼市から名簿を提供する団体

①弘前地区消防事務組合消防本部

②弘前警察署

③避難行動要支援者が居住する地域の民生委員・児童委員

④弘前市社会福祉協議会

⑤避難行動要支援者が居住する地域の自主防災組織

※④・⑤は団体が希望した場合のみ。

■問い合わせ・申請先 福祉総務課総務係（〒036-8551、上白銀町1の1、☎ 40-7037）



「弘前市市民参加型まちづくり1%システム」は個人市民税の1%相当額を財源に、市民自らが考え、企画・実践する活動に必要な経費を助成する、公募型の補助金制度です。皆さんのアイデアや経験を生かした、地域課題の解決や地域の活性化などにつながる事業の提案をお待ちしています。

簡単な制度の概要から具体的な書類の書き方まで、1%システムに関する質問や相談につい

ては、隨時受け付けていますので、気軽に問い合わせください。

▼応募期限（3次募集） 7月31日（金）

▼事業実施期間 10月1日～令和3年3月31日

※今年度最後の募集です。

■問い合わせ・提出先 市民協働課（市役所2階、☎ 40-7108、Eメールshiminkyoudou@city.hirosaki.lg.jp）

制度の詳細について

市のホームページをご覧ください。

<http://www.city.hirosaki.aomori.jp/ichi-per/index.html>

